

平成23年3月16日

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る

被災者生活再建支援法の適用について

- 1 平成23年東北地方太平洋沖地震において住宅に多数の被害が生じ、被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用することとなりました。
- 2 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人都道府県会館から支給されます。

該当市町村	支援法適用日	住宅被害(世帯)	支援法適用基準
【茨城県】 県内全域	3月11日	100以上	第1条第3号

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第3号（100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害）に該当することによる。

問い合わせ・連絡先
茨城県保健福祉部福祉指導課

Tel 029-301-3157

Fax 029-301-3179

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

- | | |
|------------|---|
| (申請窓口) | 市町村 |
| (申請時の添付書面) | ①基礎支援金: 災害証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等 |
| (申請期間) | ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内 |

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額:600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。